

南砺市農業委員会第24回総会会議録

- 1.招集日時 平成28年 6月 3日
- 2.開会時刻 平成28年 7月 5日 午後2時00分
- 3.閉会時刻 平成28年 7月 5日 午後2時45分
- 4.場 所 城端庁舎 会議室
- 5.委員定数 28名
- 6.出席委員 25名 欠席委員3名

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	百島 和博	出	15	杉森 桂子	出
2	齊藤 勇一	欠	16	瀧 由記男	出
3	浅野 清治	出	17	片山 昌作	欠
4	上田 憲仁	出	18	藤永 隆夫	出
5	福田 孝洋	出	19	松平 勝	出
6	荒木 健二	出	20	齊藤 十明	出
7	前川 十一	出	21	澁谷 均	出
8	梅本 兵造	出	22	杉本 文代	出
9	池田 又次郎	出	23	木下 春一	出
10	石尾 武雄	出	24	小橋 昭夫	出
11	山本 清	出	25	中川 寿	出
12	山本 敏	欠	26	松本 篤治	出
13	大谷 與一	出	27	池田 喜昭	出
14	雨野 敬三	出	28	庵 昭義	

7.議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第97号 農地法第3条の規定による許可申請承認について

議案第98号 農地法第4条第1項の規定による許可申請承認について

議案第 99 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請承認
について

議案第 100 号 農用地利用集積計画（案）の決定について

報告第 35 号 農業進行地域整備計画の軽微な変更について
について

報告第 36 号 農地法第 18 条第 6 項の賃貸借の規定による通知
書について

8.事務局職員

事務局長 芝井 広、主幹 野原 健史、副主幹 山田由紀子

9.会議の概要

事務局 本日、欠席委員は、2 齋藤委員 12 山本委員、17 番片山委員でございます。出席委員は 28 名中 24 名で、農業委員会等に関する法律第 21 条第 3 項に規定する定足数に達しており総会が成立することをここにお知らせします。池田職務代理より挨拶をお願いいたします。

会長 皆様方ご苦労さまです。今ほど説明がありましたように、先日、前会長が亡くなられて葬儀の際には、委員方々にはそれぞれお参りいただきましてありがとうございました。我々の任期ももう 1 年というところで、前会長を亡くしたということは非常に残念でならないところでございます。今後は、また皆様方のご協力を得ながら、この会が順調に運営されることをお願いしたいと思っております。また、昨今、猛暑日があったり、急激な大雨に見舞われるなど、天候が不十分な日が続いております。お互いに身体に留意しながらこの暑い夏を乗り切ってまいりたいと思っております。今日の総会の審議についてどうぞよろしくお願いいたします。

それでは只今より委員会を進めていきます。

議長

会に先立ちまして議事録署名人の氏名をさせていただきます

議長 す。本日の署名人は 22 番杉本文代委員、23 番木下春一委員より
す。本日の署名人は 22 番杉本文代委員、23 番木下春一委員より
ろしくお願いいたします。

議長 それでは、附議議案に入らせていただきます。
附議議案第 97 号「農地法第 3 条の規定による許可申請承認
について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。
(3 条について説明)

事務局 =議案第 97 号について議案書をもとに朗読・説明=

今回は 1 件の申請がありました。面積は田 2,556.12 m²、畑
5,705.00 m² 計 8,261.12 m²です。

今回は全て所有権の移転に関するものです。
受付番号 1 番としまして、所有者が亡くなられております
が、相続財産管理人により、所有者の相続人がいないことで
地元の方々をはじめ、近隣住民や関係各位に売買について
打診がありました。その中で今回、譲り受け人が了解し 3 条
の申請に至ったところであります。
これは、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可
要件を満たしていると考えます。

議長 何かご質問、ご意見等ございませんでしょうか。

(意義なし)

議長 相続関係でございますので、皆様方ご了承いただきたいと
思います。

議長 議案第 97 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 議案第 98 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認
について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第 98 号について議案書をもとに朗読・説明=

「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請承認による案
件について今回は 2 件の申請がありました。

事務局

面積は田 942.00 m²、畑 1,411.00 m²、計 2,353.00 m²です。

受付番号1番は、申請人は申請地 畑 1,411 m²を山林化するものです。申請人は先祖代々から大島地域で生計を営み暮らしてきましたが、近年、高齢になったことで不動産の整理、管理をしたいと考え改めて現地調査をしたところ、ある一体が立派に杉林として育っており、土地台帳で確認すると畑地となっていました。これは、昭和35年頃、国の政策で造林が推奨されたようであり、森林組合から杉苗を購入し許可も得ずに買い植えたところ聞いています。その10年後の昭和45年頃にはおおかた杉林となり今では立派な山林です。今回は、早急に手続きをし、無断転用の是正をするものです。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで2種農地と判断され、許可基準の代替可能性なしと考えられます。

受付番号2番は、申請人は、申請地 畑 942 m²を共同住宅に転用するものです。この申請地は、アパートの経営者である申請人が南砺市において県外企業は、遠隔地より赴任者が多いことや若い夫婦が一時的に親と別居する場合が多くみられる傾向があることを踏まえ、重要度の高い事業を拡大したいという思いから共同住宅建築の計画をしたものです。

農地区分は、1種農地として判断され、許可基準の集落接続に該当すると思われま。

議長

何かご意見等ございませんでしょうか。

(意義なし)

議長

一つは、木が大きくなっていることから、畑から山林に是正するというもので、もう1件については、共同住宅ということでしたがご承認いただけるのでしょうか。

議長

議案第98号は原案どおり議決させていただきます。

議長

次に、議案第99号「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認について」を事務局より議案の朗読と説明を求めます。

＝議案第99号について議案書をもとに朗読・説明＝

「農地法第5条第1項の規定による許可申請承認による案件について今回は3件の申請がありました。

面積は田 2,405.00 m² 畑 687 m² 合計 3,092 m² です。受付番号1番は、譲り渡し人は、申請地 畑 252 m²と畑 105 m²と申請地 畑 166 m² 申請地 田 176 m²を譲り受け人に譲り渡すものです。申請地付近においては、山林化しており田畑としてはまったく利用できない状況であり、また付近には、農地もないことで、被害も及ばず、山林化としての利用価値を考えたうえで今回、杉を植林し、今後は、山林化していく予定です。

農地区分は、低生産性小集団農地ということで2種農地と判断され、許可基準の代替可能性なしと考えられます。

受付番号2番は、譲り渡し人は、申請地 田 329 m²を譲り受け人に住宅敷地として転用するものです。譲り受け人は、昨年結婚し、借家生活をしており今年の春に子供を授かりました。子育てや仕事の両立、子供の成長、また、親の老後や介護などのことも考え、実家のすぐそばの申請地に住宅を新築計画したものです。また、以前より、新築する際は、幼いころから慣れ親しんだ地域で構えたいと常々願っていたこともあり、当初は、本家の隣接地も候補にしておりましたが、残地の田の形状が悪くなるため断念したところです。

農地区分は、1種農地と判断され、許可基準の集落接続に該当するものと考えられます。

受付番号3番は、譲り渡し人は申請地 田 1,900 m²を譲り受け人の車両置き場として転用するために行うものです。

譲り受け人は、建設機械、リース業を営んでおりますが、貸出用車両置き場が大変不足しているとのことで、その解決策として申請地を賃借し、車両置き場として計画するものです。近年、従業員も当初の5人から現在は20人と大幅に増加しておりますが、既存敷地では駐車場も他所に駐車場を賃借しているものです。冬場や悪天候の際には、特に業務にも影響が出ており福利厚生面においても、早急に改善すべきと苦慮しているところです。新社屋の建設や、従業員駐車場を確保するため隣接地周辺の敷地を入手しようと交渉しましたが合意には至らず、営業所に近い申請地が候補地となり、社内及び関連会者、取引業者棟を検討したところ、道路面でも移動等の利便性がよく、関連会社とも近く、資材搬入出も便利であり従業員駐車場も確保でき、地区の同意も得られたこ

事務局 とから計画したものです。
農地区分は、1種農地と判断され、許可基準の既存値拡張に該当するものと考えられます。

議長 以上3件の申請がございますが、ひとつが植林の畑から山林への変更、住宅敷地、車両置き場となっておりますが、3番の川除新の車両置き場につきまして面積が少しまとまっておりますので、地域の状況等について担当委員の方からコメントいただければお願いします。

百島委員 この案件ですが、現在申請地の横に車両置き場がありまして、それをまとまって非常に大きい面積になるもので、図面を拝見したところ雨水対策と調整域もきちんと計画されておりましたのでこれなら大丈夫だと思い、庄川上流福野町土改も同意してらっしゃいますので川除新の区長さんも同意してらっしゃいますので私も承認したところです。よろしくお願いします。

議長 これらにつきまして皆様方のご意見をお聞きしたいと思います。

(意義なし)

議長 議案第99号は原案どおり議決させていただきます。

議長 議案第100号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明を求めます。

事務局 =議案第96号について議案書をもとに内容説明=
今回は設定が108件、343筆の申請があがっています。面積は、田のみ757,743.98㎡です。
いずれの案件も農業経営基盤強化促進法第18条第3項及び農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4号の各要件を満たしているものと考えます。

議長 何かご質問等ありますでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第 100 号は原案どおり議決させていただきます。

議長 次に報告第 35 号「農業振興地域整備計画の軽微な変更」について」の報告です。事務局より説明を求めます。

事務局 受付番号 1 番ですが、軽微な変更ということで、変更届出者が共有のもので、2 番目の受付の変更願出者は個人であります。両方とも変更後の用途が乾燥施設、農機具置場、農業資材置場でございます。農業振興地域の整備に関する法律、施行例、第 9 条第 1 項第 4 号の規程では、農業上の用途区分の変更で土地の面積が 1 h a を超えないものは、軽微な変更で処理できることになっておりますので、先月、6 月 3 0 日、農業振興地域整備計画の軽微な変更報告を行ったことを報告いたします。

議長 農振除外の軽微な変更ということで、農業施設等に対する転用に関して変更することですが、農業の関連施設が整備されるとのことですので、今後の地域農業の機会にないものとして皆様方にはご指導いただきたいと思います。

(異議なし)

議長 報告第 35 号は原案どおり議決させていただきます

議長 第 36 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書について」を議題とします。事務局より説明を求めます。

＝報告第 36 号について説明＝

事務局

今回は 79 件の届出がありました。田 468,899.01 m² 畑 1,947.00 m² 計 470,846.01 m²です。

事務局 受付番号 1 番から 35 番につきましては、利用権設定のための解約です。

受付番号 36 番につきましては、他の担い手へ賃借するためのものです。

事務局

受付番号 37 から 39 番につきましては、土地の売買による解約です。

受付番号 40、41 番につきましては、一度解約し、別の方に利用権設定するものです。

受付番号 42 番から 58 番につきましては、農地が換地されたことによる解約です。

受付番号 59 番から 78 番につきましては、財団法人の合併により名称の変更となるもので、一度解約し利用権設定するものです。

受付番号 79 番につきましては、一度解約し、新たに利用権設定するものです。

受付番号 12, 13 番は、議案第 95 号農地法第 5 条の受付番号 5 番に関するものです。

受付番号 14 番～22 番は、財団法人の合併により、名称変更となるもので、一度解約し、利用権設定するものです。

議長

報告なので、了解いただいたということで次に進みます。

(異議なし)

議長

ご質疑はありますか。

議長

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了いたしました。

議長

次回の委員会 平成 28 年 8 月 2 日 (火) 午後 2 時からとします。

議長

その他、何かご意見等ありますか。

(発言なし)

議長

以上で、南砺市農業委員会第 24 回総会を閉会いたします。
(閉会時刻 午後 2 時 45 分)

議事録が正確であることを証します。

平成 年 月 日

議事録署名委員

議事録署名委員

会 長